

習志野市私道内公共下水道設置等要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、下水道法(昭和33年法律第79号)第4条の規定による事業計画区域のうち私道において、同法第3条の規定による公共下水道(同法第2条第3号ロに規定するものを除く。以下同じ。)の設置、改築、修繕、維持その他の管理(以下「設置等」という。)を行うため、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において私道とは、道路法(昭和27年法律第180号)第2条の道路(以下「公道」という。)以外の道路であつて、管理者及び所有者が国又は地方公共団体以外の者であり、かつ、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条の道路
- (2) 公道以外の道路として分筆及び登記がなされており、公衆の用に供されているもの
- (3) 公道以外の道路として分筆及び登記がなされていないが、道路としての形態を成し、公衆の用に供されているもの

(設置の要件)

第3条 市は、次の各号に掲げる事項の全てを満たす場合に、公共下水道を私道に設置する。

- (1) 次に掲げる条件を私道に所有権を有する者全員が承諾し、かつ、公共下水道土地使用承諾書(別記第1号様式)の提出があること。ただし、私道が共同所有型私道(私道の土地を複数の者が共有しているものをいう。)であり、所有者の一部が死亡等の事由により所在が不明と認められる場合において、当該一部の所有者以外の所有者の持分が過半数であるときは、当該一部の所有者以外の所有者全員の承諾を所有者全員の承諾とみなす。

ア 公共下水道の設置等は、市が行う。

イ 公共下水道の占用料は、無料とする。

ウ 公共下水道設置等の工事を施工するに当たり必要が生じた場合は、既設の上水道、ガス、排水施設等に移設又は撤去することを承諾する。

エ 私道の土地を譲渡する場合は、譲受人に土地使用承諾を承継する。

- (2) 私道が公道に接していること。
- (3) 私道が公共下水道設置等の工事を支障なく施工できる幅員及び形状を有していること。
- (4) 私道に面する土地又は家屋(公道に面する土地及び家屋を除く。)が2宅地以上又は2戸以上であり、かつ、土地又は家屋所有者が2名以上であること。
- (5) 工事が支障なく施工できるよう協力すること。
- (6) 公共下水道の設置後、全戸が速やかに排水設備等の設置を行うこと。

(申請)

第4条 公共下水道の設置を申請しようとする者(以下「申請者」という。)は、私道の所有者のうちから代表者を定め、私道内公共下水道設置申請書(別記第2号様式)に次に掲げる書類を添えて、企業管理者に提出しなければならない。ただし、市が自ら公共下水道の設置等について承諾を得ようとする場合は、この限りでない。

- (1) 公共下水道土地使用承諾書
- (2) 私道の位置図(別記第3号様式)及び公図の写し
- (3) 私道の土地所有者名簿(別記第4号様式)
- (4) その他企業管理者が必要と認める書類

(決定)

第5条 企業管理者は、前条の申請があったときは、必要な調査を行い、その可否を決定し、公共下水道設置可否決定通知書(別記第5号様式)により、申請者に通知するものとする。

(私道の復旧)

第6条 公共下水道設置等の工事に伴う私道の路面復旧は市が行うものとし、復旧の方法は、原形復旧とする。ただし、原形に復旧し難い場合は、協議により決するものとする。

(適用除外)

第7条 公共下水道の整備が既に完了した区域内で新たに設置された私道については、この要綱を適用しない。

2 開発行為等による宅地造成等については、この要綱を適用しない。

(補則)

第8条 この要綱の施行に関し必要な事項は、企業管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年2月1日から施行する。